

■ 中央市空き家バンクの流れ ■



利用希望者

空き家の利用（買いたい・借りたい）を希望する方



市のホームページで空き家情報を提供しています。
ホームページをご覧になれない場合は、窓口にお越しいただくか、お問い合わせください。

- | | |
|---------|--|
| ① 問い合わせ | 空き家に関する情報は電話、ファックス、窓口等でお問い合わせください。 |
| ② 登録 | 次の書類を市役所へ提出してください。（郵送可）
・ 利用登録申込書（様式第7号）
・ 誓約書（様式第8号） |
| ③ 登録完了 | 市役所で利用登録を行い、空き家バンク利用登録完了書を交付します。 |
| ④ 交渉申込 | 空き家について交渉を希望するときは、次の書類を市役所へ提出してください。（郵送可）
・ 物件交渉申込書（様式第13号） |
| ⑤ 交渉・契約 | 宅地建物取引業協会の媒介により交渉・契約となります。 |
| その他 | 登録事項等に変更が生じた場合は、速やかに市役所にご連絡ください。 |

注1： この制度は、市内の空き家等を賃貸及び売却希望する所有者から物件の提供を求め、市の「空き家バンク」へ登録した情報を、物件を希望する方へ提供を行うものです。また、本事業は、中央市民と都市住民の交流拡大及び定住促進により地域の活性化を図ることを目的として実施しているものです。

注2： 市は、売買又は賃貸の仲介を行っていません。仲介行為や賃貸借又は売買契約の締結については、市と業務協定を結んでいる公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会へ依頼をしています。

なお、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会の媒介を受けるには、法律で定められた媒介の手数料が必要になります。

□■問い合わせ先■□

中央市役所 商工観光課 商工担当

〒400-1594 山梨県中央市大鳥居3866（豊富庁舎）

Tel：055-274-8582 Fax：055-269-2413